3　法第六十八条の九十一第一項に規定する個別金融子会社等部分課税対象金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、外国関係会社につきその金融子会社等部分適用対象金額（法第六十八条の九十第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額をいう。以下この項、第十七項及び次条において同じ。）を有する事業年度（以下この条において「金融子会社等部分課税対象年度」という。）の所得に対して課される外国法人税の額に、当該金融子会社等部分課税対象年度に係る調整適用対象金額のうちに法第六十八条の九十一第一項に規定する連結法人に係る個別金融子会社等部分課税対象金額（法第六十八条の九十第八項に規定する個別金融子会社等部分課税対象金額をいう。以下この条及び次条において同じ。）の占める割合（当該調整適用対象金額が当該個別金融子会社等部分課税対象金額を下回る場合には、当該金融子会社等部分課税対象年度に係る金融子会社等部分適用対象金額のうちに当該個別金融子会社等部分課税対象金額が当該個別金融子会社等部分課税対象金額に相当する金額）とする。

4　前二項に規定する調整適用対象金額とは、これらの規定に規定する外国関係会社が法第六十八条の九十第二項第二号に規定する特定外国関係会社又は同項第三号に規定する対象外国関係会社に該当するものとして同項第四号の規定を適用した場合に計算される同号に定める金額（第三十九条の百十五第一項（第四号に係る部分に限る。）若しくは第二項（第十七号に係る部分に限る。）の規定により控除される同条第一項第四号に掲げる金額（当該外国関係会社の部分課税対象年度又は金融子会社等部分課税対象年度の所得に対して課される外国法人税の課税標準に含まれるものに限る。）又は同条第三項の規定により控除される同項に規定する控除対象配当等の額（当該外国関係会社の部分課税対象年度又は金融子会社等部分課税対象年度の所得に対して課される外国法人税の課税標準に含まれるものに限る。）がある場合には、これらの金額を加算した金額）をいう。

第三十九条の百十八に次の五項を加える。

15　法第六十八条の九十一第四項に規定する個別課税対象金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、外国関係会社につきその課税対象年度の所得に対して課される所得税等の額（同項に規定する所得税等の額をいう。次項及び第十七項において同じ。）に、当該課税対象年度に係る調整適用対象金額のうちに同条第四項に規定する連結法人に係る個別課税対象金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

16　法第六十八条の九十一第四項に規定する個別部分課税対象金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、外国関係会社につきその部分課税対象年度の所得に対して課される所得税等の額に、当該部分課税対象年度に係る調整適用対象金額（第四項に規定する調整適用対象金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）のうちに同条第四項に規定する連結法人に係る個別部分課税対象金額の占める割合（当該調整適用対象金額が当該個別部分課税対象金額を下回る場合には、当該部分課税対象年度に係る部分適用対象金額のうちに当該個別部分課税対象金額の占める割合）を乗じて計算した金額とする。

17　法第六十八条の九十一第四項に規定する個別金融子会社等部分課税対象金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、外国関係会社につきその金融子会社等部分課税対象年度に係る調整適用対象金額のうちに同項に規定する連結法人に係る個別金融子会社等部分課税対象金額の占める割合（当該調整適用対象金額が当該個別金融子会社等部分課税対象金額を下回る場合には、当該金融子会社等部分課税対象年度に係る金融子会社等部分適用対象金額のうちに当該個別金融子会社等部分課税対象金額の占める割合）を乗じて計算した金額とする。

18　法第六十八条の九十一第四項及び第六項に規定する政令で定める連結事業年度は、法第六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人が、当該連結法人に係る外国関係会社の課税対象年度の個別課税対象金額に相当する金額、部分課税対象年度の個別部分課税対象金額に相当する金額又は金融子会社等部分課税対象年度の個別金融子会社等部分課税対象金額に相当する金額につき、同項又は同条第六項若しくは第八項の規定の適用を受ける連結事業年度とする。

19　法第六十八条の九十一第七項の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額及び法第六十八条の九十一第七項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額は、法第六十八条の九十一第四項の規定により同項に規定する連結事業年度の連結所得に対する同項に規定する法人税の額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられる部分の金額とする。

第三十九条の百十九第二項中「定める」の下に「ところにより計算した」を加え、「又は」を「、」に、「」に」を「」又は金融子会社等部分適用対象金額（連結法人の配当連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入される個別金融子会社等部分課税対象金額に係るものに限る。以下この項において同じ。）に」に、「又は部分適用対象金額又は金融子会社等部分適用対象金額に」を「、部分適用対象金額又は金融子会社等部分適用対象金額に」に、「請求権等勘案直接保有株式等」を「以下この条」を「次項」に改め、同条第三項中「定める」の下に「ところにより計算した」を加え、「」又は」を「」、」に、「」に」を「」又は金融子会社等部分適用対象金額（連結法人の前十年以内の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入された個別金融子会社等部分課税対象金額に係るものに限る。以下この項において同じ。）に」に、「又は部分適用対象金額に」を「、部分適用対象金額又は金融子会社等部分適用対象金額に」に、「請求権勘案直接保有株式等」を「請求権等勘案直接保有株式等」に改め、同条第六項第一号中「のうち」を「（第三十九条の十九第六項第一号に規定する請求権勘案直接保有株式等をいう。以下この項及び第八項において同じ。）のうち」に改め、同号イ及び同項第二号イ中「保有する」を「有する」に改め、同条第七項第一号中「若しくは個別部分課税対象金額」を「、個別部分課税対象金額若しくは個別金融子会社等部分課税対象金額」に、「若しくは同条第四項」を「、同条第六項」に、「（法）」を「若しくは同条第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額（法）」に改め、同条第九項中「定める」の下に「ところにより計算した」を加え、「」又は」を「」、」に、「」に」を「」又は金融子会社等部分適用対象金額（連結法人の配当連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入される個別金融子会社等部分課税対象金額に係るものに限る。以下この項において同じ。）に」に、「又は部分適用対象金額に」を「、部分適用対象金額又は金融子会社等部分適用対象金額に」に、「間接保有の株式等の数（同項第二号イに規定する間接保有の株式等の数をいう。次項において同じ。）」を「請求権等勘案間接保有株式等」に改め、同条第十項中「定める」の下に「ところにより計算した」を加え、「」又は」を「」、」に、「」に」を「」又は金融子会社等部分適用対象金額（連結法人の前二年以内の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入された個別金融子会社等部分課税対象金額に係るものに限る。以下この項において同じ。）に」に、「又は